

「国家公務員宿舎の削減計画」(平成23年12月1日公表)に基づく コスト比較等による個別検討結果及び宿舎使用料の見直しについて

平成24年11月26日
財務省

「国家公務員宿舎の削減計画」(平成23年12月1日公表)のポイント

① 宿舎戸数の削減

宿舎は、真に公務のために必要なものに限定し、主として福利厚生目的のものは認めず、今後5年を目途に、宿舎戸数約21.8万戸から必要戸数の16.3万戸まで、5.6万戸(25.5%)程度の削減を行う。

- ・この時点で廃止を決定した2,393住宅(1.6万戸)の個別一覧を公表
- ・老朽化し耐震性等に問題のある宿舎については、宿舎戸数の削減幅を実現するため、コスト比較等により個別に検討を行う。
この検討結果については、1年以内を目途に公表を行う。

② 宿舎使用料の見直し

宿舎使用料については、厳しい財政状況等を踏まえ、宿舎の建設、維持管理等に係る歳出に概ね見合う歳入を得る水準まで引上げを行う

「国家公務員宿舎の削減計画」に基づく検討結果のポイント

① 宿舎戸数の削減のためのコスト比較等による個別検討結果

- ・全国10,684住宅のうち、(削減計画で廃止が決定された2,393住宅を含め、合計で)5,046住宅を廃止することにより、5.6万戸程度の削減幅を達成。(宿舎跡地の売却等により捻出される財源は概算で約1,700億円)

(参考)老朽化し耐震性等に問題のある宿舎のうち廃止しないものについては、詳細なコスト比較の結果、耐震改修等(471住宅)、借受への移行(62住宅)、建替(38住宅)により対応する。

② 宿舎使用料の見直し

- ・宿舎に係る歳出に概ね見合う歳入(使用料収入)を得るため、全体として、宿舎使用料(駐車場の使用料を含む)を概ね2倍弱増加させる必要がある。(注)使用料の詳細は、引上げ実施時期が近づいた段階で、その時点の歳出・地価の動向等を踏まえて算定する。
- ・宿舎使用料の引上げ時期については、平成24年4月から平成26年3月までの間国家公務員給与について減額支給措置が講じられていることから、国家公務員給与の減額支給措置終了後の平成26年4月から引上げを開始する。
また、激変緩和措置として、2年ごとに3段階で引上げを実施する。

筑波地区合同宿舎所在エリア別削減計画

	現状 (平成24年9月1日)		削減計画完了 (平成29年3月31日)		
	設置戸数	入居戸数	設置戸数 入居戸数	減少数	
				設置戸数	入居戸数
つくば市	3,785	3,144	1,219	2,566	1,925
春日地区	538	444	132	406	312
吾妻地区	1,438	1,270	340	1,098	930
竹園地区	398	363	255	143	108
並木地区	629	555	245	384	310
松代地区	782	512	247	535	265